

常勤役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「協会」という。）の定款第20条に基づく役員のうち、常勤している役員（以下「役員」という。）に対する退職金に関して定め支給の適正化をはかることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 役員退職金は、社員総会において決議された役員報酬等の総額と基準に従い、理事会で決定する。役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は役員が退職、または死亡した日におけるその者の本俸月額 100 分の 10 に、その者の在職期間月数を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は異なる役職ごとの在職期間1ヵ月につき、退職の日における当該異なる役職毎の本俸月額に 100 分の 10 を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職金の額は、理事会の決議により、その者の職務実績に応じて、特別功労として、これを増額することができる。ただし、増額金額は、専務理事にあっては前項の退職金の額に、これの 100 分の 25 を乗じて得た額以内とし、常務理事にあっては 100 分の 15 を乗じて得た額以内の合計額とする。

3 前項の退職金の額は、理事会の決議により、当該役員退職が在任中に協会に与えた損害、あるいは、在任中に犯した重大な過失に起因すると判断した場合、全額あるいは一部を減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる在職期間は役員としての引き続き在職した期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は役員として任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとする。

3 前項の規定により計算した在職期間に、1ヵ月未満の端数（以下「端数」という。）がある場合には、これを1ヵ月に切り上げるものとする。

4 前条1項ただし書きの規定による場合において、異なる役職ごとの在職期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、異なる役職ごとの在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1ヵ月分を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1ヵ月分を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、法令により控除すべき額を控除し、その残額を特別の理由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヵ月以内に支給する。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲および支給順位は以下の通りとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、または生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前項に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第2号、または第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の養父母を先にし、養父母の実父母を後にし、実父母の養父母を先にし、実父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格の証明)

第8条 第2条に規定する遺族が、退職金の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(改廃等)

第10条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

〈附則〉

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。